

令和6年度 生徒指導規程に基づく指導基準表

- 1 【報告・連絡・相談】 学年主任（学年会）→生徒指導主事（生徒指導部）→管理職
 2 【記録】 「事実さん」に入力 = 全体へ周知（緊急時は職朝等で報告）

※ 特別な指導について

- ・生命の危機に関わるような行為、学校全体の秩序（生徒・教職員が安全・安心）が脅かされる行為、学習権を侵害する行為等に対しては、下記の指導段階2～4より「特別な指導」となる。その実施にあたっては、原則として**校長の許可**のもと行うものとする。
- ・指導にあたっては、原則としてその**ねらいや指導方針等について保護者に理解**を得た上で、学校と家庭が連携をはかりながら進める。
- ・内省・指導については**再発防止と更生をねらい**とし、その期間については下記の指導基準表に基づき、**学校全体における基準と一貫性**を保ちつつ柔軟に対応する。
- ・十分な内省・指導により**改善の見通し**が見られ、**校長の許可**が得られた場合に、**保護者連携**のもと通常生活での指導（**経過観察指導**）に移行する。

	指導段階の説明	指導内容と方法	指導対象の事柄
指導段階1	ルール・マナー違反 (即改善可能な違反) 改善が見られない場合は、 指導段階2 に移行する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事実確認 ・口頭注意 ・個別指導 (担任・学年担当・教科担当・部活動担当・生徒指導部) ・保護者連携 (保護者連絡・家庭訪問等) 	ルール・マナー違反 【服装等】名札なし、シャツ出し、シューズの踵踏み等 【授業態度等】授業妨害（無断欠席、私語、暴言、エスケープ、無断立ち歩き等） 【いじめ】いじめに関与 【その他】不要物の所持、登下校のルール違反、故意でない器物破損、過度な身体接触や嫌がらせなど相手に心身の苦痛を感じさせる行為、いじめにつながる行為等、不良交友、夜間徘徊、金品持出 ※携帯電話、不要物、危険な行為については 保護者来校要請
指導段階2	重大なルール・マナー違反 (即改善不可能な重大な違反) 【特別な指導】(数時間～1日程度) 改善が見られない場合は、 指導段階3 に移行する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・別室指導 (内省・学習等) ・保護者と連携を密にした指導 (保護者連絡・保護者への改善依頼[再登校]・保護者来校要請等) ・経過観察指導 	指導段階1の再発 重大なルール・マナー違反 【服装等】脱色、染髪、 カールパーマ 、 極端な刈り上げ等 制服違反 (服の切断等) その場で直せない制服変形 【いじめ】重大ないじめに関与 【暴力行為】相手への暴行、相手に怪我を負わせる行為、(喧嘩も含む) 【その他】故意による器物破損、試験や授業等での不正行為、携帯電話・インターネット等のSNSに関する問題行動、性に関する問題行動、家出等
指導段階3	学校秩序を脅かす違反 犯罪・法規法令違反 【特別な指導】(3日程度) 改善が見られない場合は、 指導段階4 に移行する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・別室指導 (内省・学習等) ・保護者と連携を密にした指導 (保護者連絡・保護者への改善依頼[再登校]・保護者来校要請等) ・校長面談指導 ・経過観察指導 ・警察や関係諸機関等との連携 	指導段階2の再発 犯罪・法規法令違反 【犯罪】窃盗、万引き、占有離脱物横領等、金品強要、重大な暴力行為 (生徒間暴力、対教師暴力、故意による重大な器物破損) 【法規法令違反】喫煙、飲酒、重大な道路交通法違反等
指導段階4	緊急対応 【特別な指導】(5日程度)	<ul style="list-style-type: none"> ・警察へ通報 (警察や関係諸機関等との連携) ・別室指導 (内省・学習等) ・保護者と連携を密にした指導 (保護者連絡・保護者への改善依頼[再登校]・保護者来校要請等) ・校長面談指導 ・経過観察指導 	指導段階3の再発 危険物所持及び使用、重大な暴行・傷害、薬物乱用等

